

日東紡績健康保険組合 扶養認定審査における自営業者の収入基準

(目的)

- 第1条** この基準は、日東紡績健康保険組合被扶養者認定基準（以下「認定基準」という）第3条4項注4）の、認定対象者（被扶養者の認定を受けようとする者をいう）が自営業者である場合の収入の算定方法等について、各種経費等が認められていない給与所得者との認定の公平性を確保することを目的とする。
2. 自営業者(個人事業主)は、社会通念上経済的に自立した存在であり、事業の売上や必要経費、経営状態などを含めてその事業の結果すべてに責任を負い、自ら生計を維持することを選択した者となるので、基本的には国民健康保険に加入することとなる。一方、事業規模が極めて小さい場合も想定され、自営業者を画一的に、一律被扶養者として認定しないことも手続きとして妥当性を欠くことから、別に取扱いを定め、統一的な認定を行うものである。

(収入の確認方法)

- 第2条** 自営業者の収入は、年により収入に変動が見られることが多いため、過去3年の確定申告書により確認するものとする。
2. 事業実績が複数年ある場合は過去の事業実績の推移を確認し、申請時の収入減が当面の間(少なくとも1年以上)続くと見込まれる根拠が認められた場合に限り認定するものとする。一方、申請時の収入減が当年特有の一時的なものであって、次年以降もその収入減が継続するとの根拠に欠ける場合は、引き続き主として自らの事業をもって生計維持できるものと判断し、認定しないものとする。
3. 事業実績が1年の場合(開始年1年分で確定申告を行っている場合)は、過去の事業実績の推移を確認することができず、また、事業を開始した年は特有の収支状況となることが多いと想定されることから、給与所得者の場合の算定方法に準じ、内容を精査した上で、当年1年分の確定申告に基づき次年以降の収入額を推計して判断する。
4. 事業実績が1年に満たない場合、社会通念上、事業開始直後に収入減となることがある程度想定されるものの当該収入減が一時的なものであり将来にわたってその減少が継続するとは予測できないこと、他方、順調に軌道にのり開始年から認定基準を上回る収入が発生する可能性が十分にあると考えられることから、開始直後のその1年に満たない事業実績だけをもって判定することは極めて難しく、さら

に、確定申告における事業実績が1年分に満たない場合に、その1年分に満たない実績をそのまま当年1年分の本来得べき事業実績として取り扱うことは適切ではないことから、実績に応じて次の算定方法により推計することとする。

(1) 開始年の確定申告を行っている場合

事業実績が1年に満たない内容で開始年の確定申告を行っている場合は、その1年に満たない確定申告の数字を1年分に換算しなおし、前項に準じて、その年換算した額に基づき次年以降の収入を推計し判断する。

※1年分の換算方法：(収入－経費) ÷ 実績月数 × 12月 = 年間見込額

(2) 開始年の確定申告を行っていない場合

開始年の確定申告が行われていない場合は、収入及び経費を確認することができないため、申請時点以降の収入を適切に判断することができない。そこで、申請時点までの事業実績を各種帳簿等に基づき申告書の提出を求め、当該申告書の実績から上記(1)の場合に準じて収入額を年換算推計し、さらに、申請時点での事業状況及び申請時点以降の収入見通しについて詳細な報告を求め、総合的に判断するものとする。なお、後日、収入確認のため開始年の確定申告の写しの提出を求めることとし、当該確定申告の内容を確認した結果、認定基準を満たさないことが判明した場合は、確認した時点で認定を取り消すこととする。

※補足説明(認定対象者が給与所得者である場合の収入の確認方法)

認定対象者(被扶養者の認定を受けようとする者)の認定において、その基準となる収入は主として被保険者の収入によって生計を維持されていることを前提に、より実態に即した額で判断するため、原則として直近の収入実績に基づき申請時点以降1年間を推計した額としている(ただし、申請時期や内容によっては前年実績で判断することになる場合がある)。

ここで、給与所得者の場合、申請日の属する月(給与の支給日が申請日より後の場合はその前月)を起算月として連続した直近過去3ヵ月分の給与明細(所得税、通勤費その他全て含む税引き前の総支給額)に基づき、「直近3ヵ月分の給与合計×4＝年間見込額」の算定方法で申請時点以降1年間の収入を見込むこととしている。

(収入の算定方法)

第3条 自営業者の収入は、収入総額から直接的必要経費(それなしでは事業が成り立たない経費)を控除して算定する。

※補足説明

給与所得者や年金受給者の場合は、生活に必要な経費控除が認められず、収入総額が対象となるのに対して、自営業者は、売上から必要経費を控除することが認められている。そこで、給与所得者や年金受給者との公平性を図るため、自営業者の被扶養者認定にお

いては、収入総額から差し引く必要経費について、所得税法上認められている必要経費ではなく、それなしでは事業が成り立たない経費（直接的必要経費）に限定することとするものである。

2. 前条第4項（2）、（3）に該当するケースでは、事業開始年にのみ発生する初期費用であって、次年以降は明らかに発生しないと判断される経費については、申請時点以降の収入の判定に当たっての直接的必要経費から除外する。すなわち、収入、経費ともに、申請時点以降も継続的に発生すると見込まれるものについてのみ算定の対象とする。例えば、収入であれば、退職金や相続財産等は一時所得と判断して収入に含めず、他方、経費において開始年だけに発生するものであって申請時点以降は発生しないと判断されるものについては、一時的なものとして経費に含めない。
3. 直接的必要経費、及び、直接的必要経費と認められない経費は、以下の通りとする。

（1）直接的必要経費

主として、製造業においては原材料費、卸小売業においては仕入代及び仕入運送経費（仕入諸掛）

（2）直接的必要経費と認められない経費

- ①租税公課
- ②接待交際費
- ③損害保険料
- ④消耗品費
- ⑤福利厚生費
- ⑥雑費
- ⑦利子割引料
- ⑧貸倒金
- ⑨給料賃金 ※注1)
- ⑩外注工賃（給料賃金に相当するものである場合） ※注2)
- ⑪地代家賃・通信費・修繕費 ※注3)
- ⑫減価償却費 ※注4)
- ⑬青色申告特別控除及び専従者給与控除、医療費控除を始めとする各種控除 ※注5)

※補足説明

注1) 社会通念上、自営業者は従業員に対してその社会的責任を果たすべき立場にあり、自らが被扶養者として援助を受ける立場になることが妥当とは言えない。従って、従業員の雇用があり、給料賃金（専従者給与を含む）の支出が認められる場合であっても、当該経費は直接的必要経費として扱わない。

注2) 外注工賃が給料賃金に相当するものである場合は、注1)と同様とする。給料賃金に相当するとは、例えば、従業員を直接雇用せずに派遣委託しているようなケースで、その派遣委託費用が外注工賃として計上されている場合は給料賃金に相当するとみなし、注1)と同様の取り扱いとする。

注3) 地代家賃・通信費・修繕費がそれぞれ事業使用割合で案分した額で計上されたものであることが確認できる場合は、当該計上額を直接的必要経費として取り扱い、確認できない場合は、当該計上額の50%を直接的必要経費として取り扱う。

注4) 毎年の減価償却においては現金の直接的支払を伴わないため、直接的必要経費として扱わない。

注5) 給与所得者における配偶者控除等と同様に、現金の直接的支払を伴わない税法上の控除額は経費ではないので直接的経費として扱わない。

(収入の算定のために認定対象者が提出する書類)

第4条 認定対象者が自営業者である場合において、収入を証明するために提出が必要となる書類は以下の通りとする。

- ① 「所得税の確定申告書」及び「所得税青色申告決算書」の写し
- ② 「所得税青色申告決算書の損益計算書」の写し

* 経費の内訳を確認し、直接的必要経費を特定するために提出する。

* 経費の内訳に係る書類の提出がない場合は、認定の可否について判断ができないため、書類不備として申請書類を返却する。

(附則)

1. この基準は、2021年8月1日より施行する。

(経過措置)

1. この基準の施行日前に被扶養者として認定されている自営業者については、施行日後最初に行われる検認審査が終了するまでの間、なお従前の例により取扱うものとする。